

強度行動障害に関する 集中的支援加算(Ⅱ)の運用開始について

令和8年3月

兵庫県 福祉部 障害福祉課

1 強度行動障害の概要

【強度行動障害とは】

次の2つの行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

- (1) 自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動
- (2) 他人を叩いたり、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

R6.10時点 122,525人

のべ68,906人(令和3年10月時点)



(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている)



【本県の強度行動障害者数の推計】

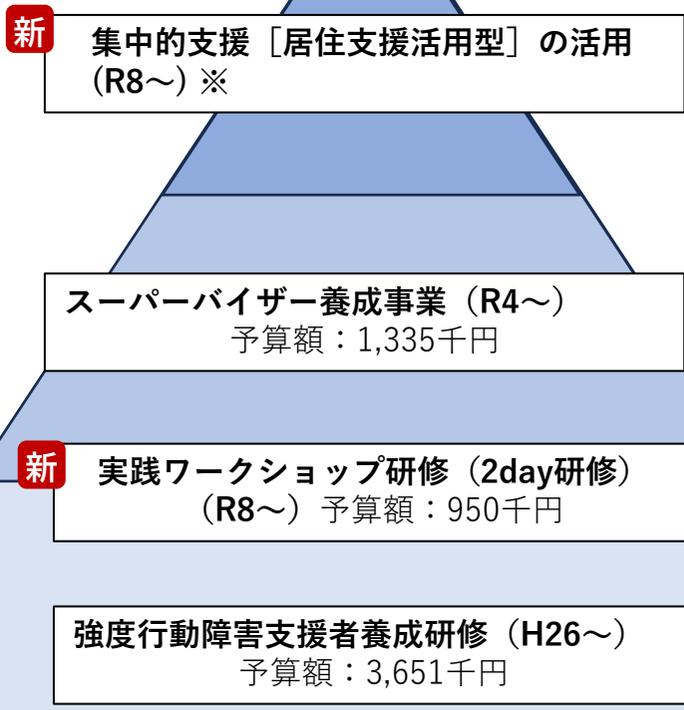
	全国	兵庫県
人口推計(R3.10時点)	約125,502,000人	約5,432,000人
強度行動障害関連の障害福祉サービス利用者数	68,906人	約3,000人

2 県の支援策（施策体系）

令和8年度兵庫県強度行動障害施策体系【R8予算額：10,798千円】

状態
の程度

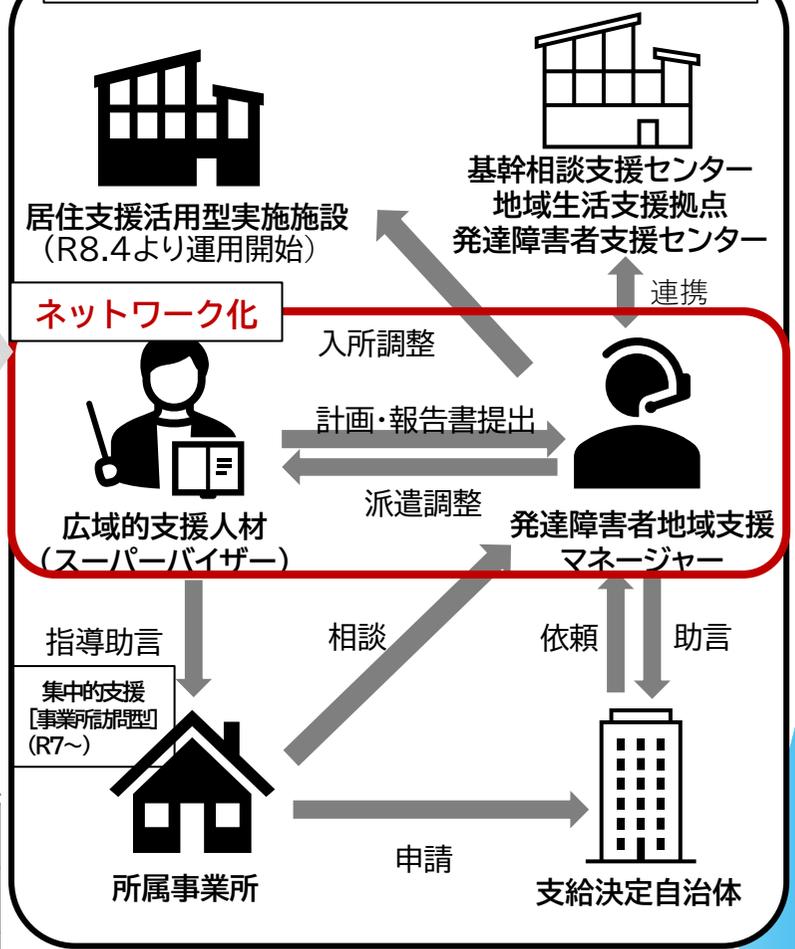
高
中
低



集中支援体制整備事業で運用

養成されたSVを、広域的支援人材として活用し、集中的支援 [事業所訪問型] を実施

強度行動障害集中支援体制整備事業 (R7~) 予算額：4,862千円



困難度	事業名	予算額
高	集中的支援 [居住支援活用型] の活用	—※
中	スーパーバイザー養成事業	1,335千円
低~中	実践ワークショップ研修 (2day研修)	950千円
低	強度行動障害支援者養成研修事業	3,651千円
—	強度行動障害集中支援体制整備事業	4,862千円
合計		10,798千円

[実施検討中の事業]

事業名	開始
中核的支援人材養成研修	R9

※集中的支援に要する経費は、障害者自立支援給付費で対応

3 県の支援策

① 強度行動障害集中支援体制整備事業（R7～）

【強度行動障害集中支援実施体制の充実】

強度行動障害SV(スーパーバイザー)等を活用し、R6報酬改定において新設された報酬加算を実施するための体制を政令市・中核市と連携して整備

【内容】強度行動障害に関する専門人材（1名）を配置し、広域的支援人材の派遣を調整

【集中的支援の概要】

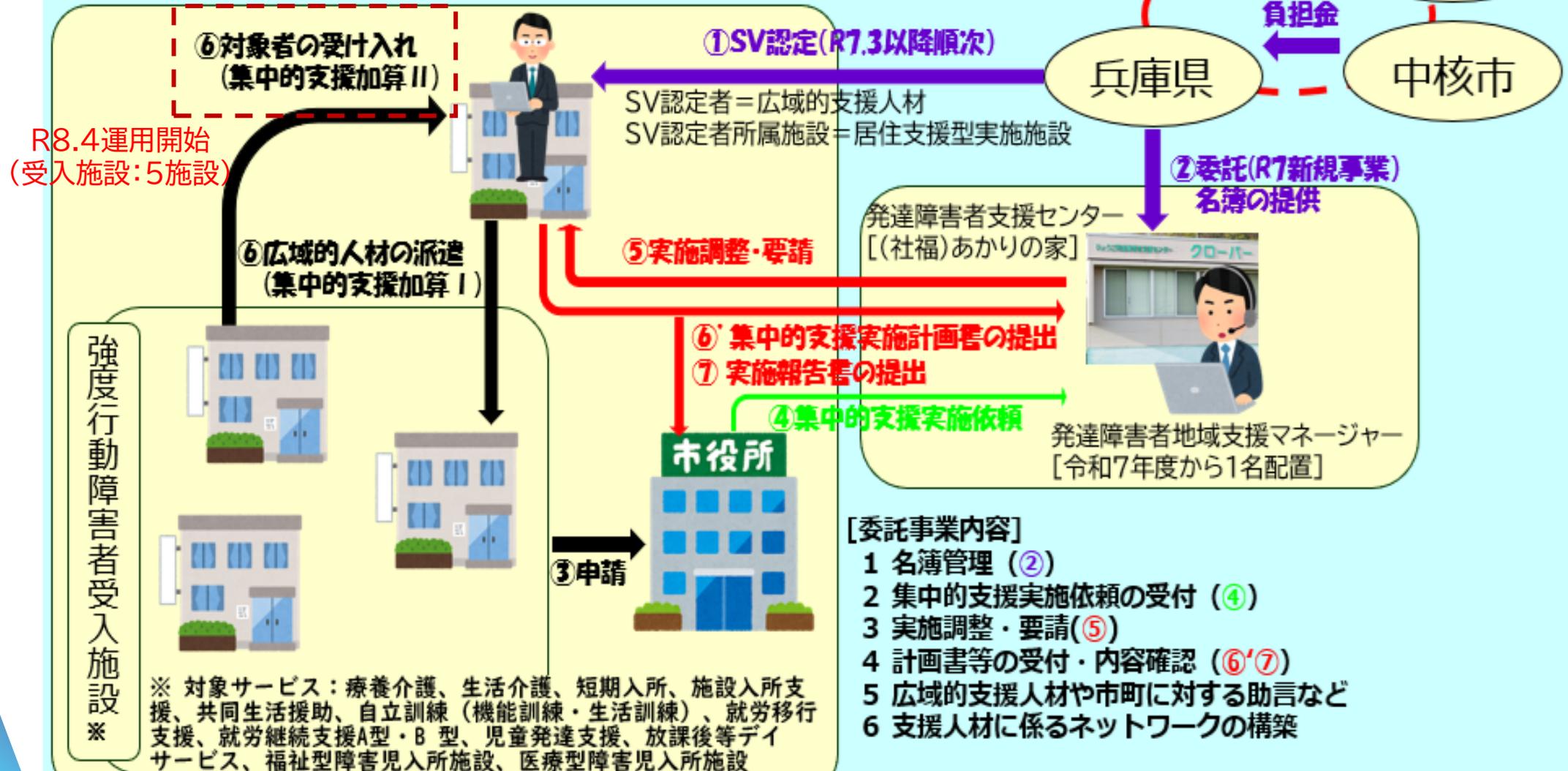
集中的支援の2類型		
区分	事業所訪問型(Ⅰ)	居住支援活用型(Ⅱ)
対象者	強度行動障害を有する児者※であり、状態が悪化し、 現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった 児者	
事業内容	広域的支援人材 が状態等が悪化した利用者が利用する 事業所等を訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対して集中的支援を実施	状態が悪化した利用者に対して、 施設入所支援等の居住支援系サービスを活用して居住の場を移し、集中的支援を実施 。終了後は元の住まいに戻る
加算	1,000単位/回 ※事業所に対して加算され、事業所から広域的支援人材に対して別途報酬を支払う	500単位/日
兵庫県での開始見込	令和7年4月～	令和8年4月～ ※令和7年度は強度行動障害地域生活支援事業で対応

※者にあっては行動関連10点以上である者、児にあっては強度行動障害判定表20点以上であるもの

3 県の支援策

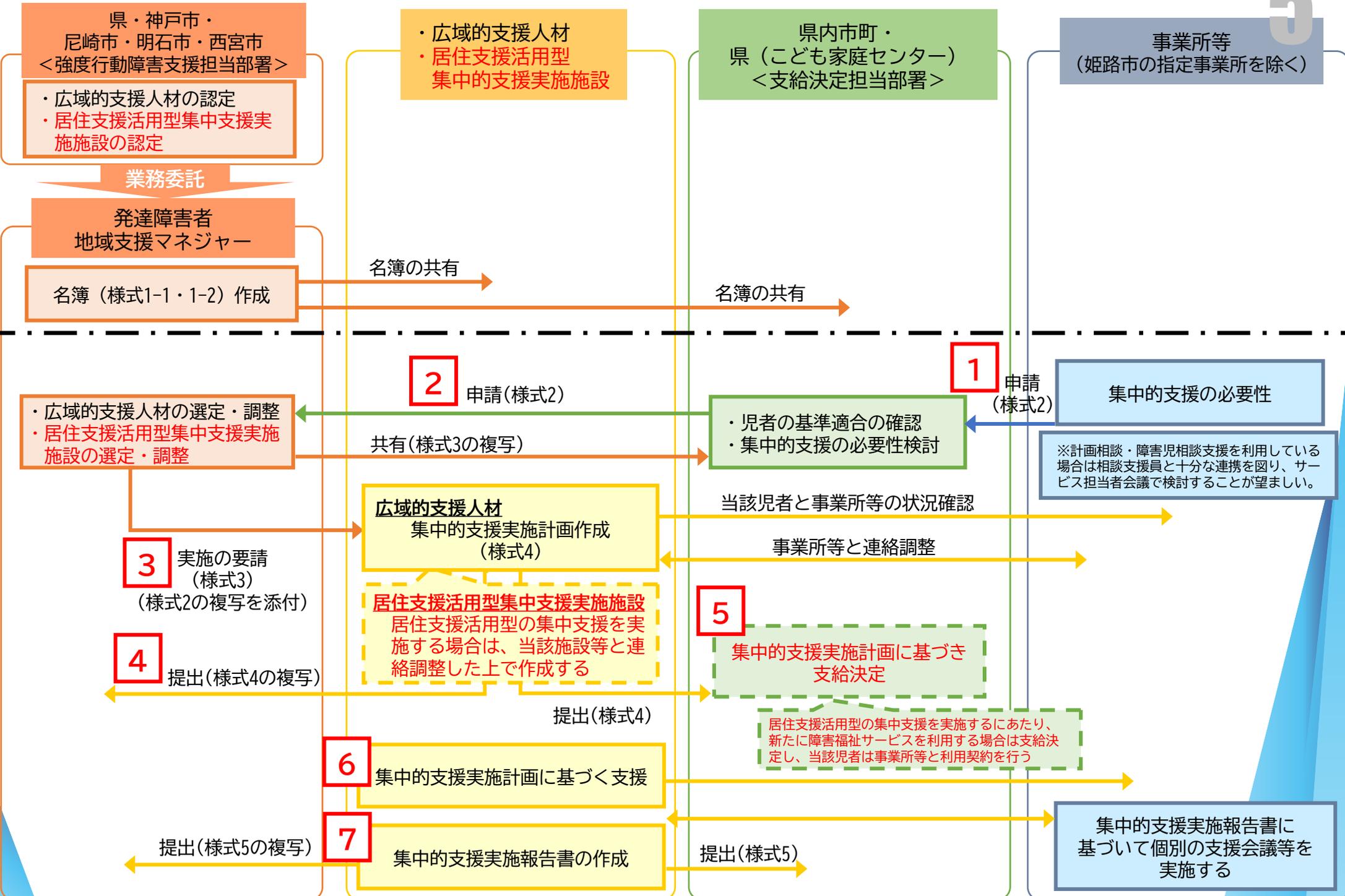
【集中的支援実施体制（イメージ図）】

兵庫県と指定都市・中核市が連携・協議し、兵庫県が一体的に運用することで、集中的支援が実施出来る体制を整備



集中的支援加算の申請手続の流れについて <兵庫県版>

※こども家庭庁・厚生労働省資料を加工



集中的支援の実施申請書（様式2）の提出先（事業所→支給決定担当部署）

集中的支援を実施する障害児者の受給者証を確認し、支給決定自治体（支給決定担当部署）に実施申請書を提出してください。

対象サービス	受給者証の発行者	実施申請書提出先
療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	神戸市	各区役所・北須磨支所の保健福祉課（支給決定担当部署）
	神戸市以外の40市町	各市役所・町役場の障害福祉担当課（支給決定担当部署）
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	神戸市	神戸市こども家庭センター
	明石市	明石こどもセンター
	兵庫県	受給者証に記載のこども家庭センター

※姫路市が指定する事業所等については、姫路市障害福祉課にご相談ください。

※受給者証の発行者が県外自治体の場合は、その自治体の支給決定担当部署に提出してください。

集中的支援の実施申請書（様式2）の提出先（支給決定担当部署→地域支援マネジャー）

対象サービス	実施申請書（依頼書）の提出先
上表に記載の全サービス	兵庫県発達障害者地域支援マネジャー（TEL:080-3158-9076 メール:auc.clover-csm@akarinoie.org） （〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇504-1 社会福祉法人あかりの家内）